

平成 26 年 7 月 31 日

各 位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 北村 邦太郎  
(コード番号: 8309 東名)  
問合せ先 財務企画部長 朝日 清満  
(TEL: 03-3286-8187)

## 第 1 回第七種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長 北村 邦太郎。以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、当社発行の第 1 回第七種優先株式の全部につき、当該優先株式の中間配当金(1株当たり 21 円 15 銭)を事前に支払うことを条件として当社定款第 19 条第 2 項及び当該優先株式発行要項第 7 項の規定に基づく取得、ならびに当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく消却を行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

### 1. 取得の内容

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 取得する株式の種類  | 第 1 回第七種優先株式        |
| (2) 取得する株式の総数  | 109,000,000 株       |
| (3) 株式の取得価額    | 1 株につき 1,000 円 6 銭* |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 109,006,540,000 円   |
| (5) 取得日        | 平成 26 年 10 月 1 日    |

※ 第 1 回第七種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 1,000 円に、経過配当相当額 6 銭(平成 26 年 4 月 1 日(同日を含む。)から平成 26 年 9 月 30 日(同日を含む。)までの日数 183 日を 365 で除した数に、優先配当金の額 42 円 30 銭を乗じて得られる額 21 円 21 銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。)から、取得日に支払われる中間配当金(21 円 15 銭)を控除した額)を加算した金額。

### 2. 消却の内容

- |   |   |
|---|---|
| (1) 消却する株式の種類   | 第 1 回第七種優先株式                                    |
| (2) 消却する株式の総数   | 109,000,000 株<br>(上記 1. により取得する第 1 回第七種優先株式の全部) |
| (3) 効力発生日   | 平成 26 年 10 月 1 日                                |
| (4) 消却については上記 1. により第 1 回第七種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。 |   |

以上

ご注意: この文書は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が発行した優先株式の取得及び消却に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。